

いきいきとした暮らしを応援します 市民活動掲示板

花のまちづくり推進事業を活用しませんか

公園や街路などの公共的な場所や多くの市民が観賞できる場所に花壇などの設置や、花の育成・管理を行う団体に花苗を配布します。

●対象

市内で活動する5人以上の団体で、営利を目的としないもの

●申込期間

4月8日(月)～19日(金)

●申込方法

「花のまちづくり推進事業申請書」に団体名、代表者、花を植える場所・面積を記入し、位置図を添えて、くらしいきいき課へ提出。

申請書はくらしいきいき課か市ホームページから入手できます。

●選定方法

現地確認後、審査して、事業の選定と配布本数の決定を行います。

●配布する花苗の種類・本数

メランポディウム、マリーゴールド、ポーチュカ、サルビア、ブルーサルビアの計1万4千本。

※応募多数の場合は、本数などを調整することがあります。

●配布期間 5月20日(月)～24日(金)

●注意事項 花植え後、①実績報告書②植える直前(更地の状態)の写真③作業中の写真④植えた後の写真を提出してください(写真はデータ可)。
●問い合わせ 課地域協働係 ☎57・7163



花いっぱい推進協議会の会員になりませんか

地域・家庭を花いっぱいにしませんか。新規会員・継続会員の申し込みを受け付けています。

●年会費

団体会員：千円/1団体
個人会員：700円

●会員特典

・園芸教室では実費の半額を補助
・花苗4本配布(年2回、個人会員のみ)
●問い合わせ 課地域協働係 事務局 小岱作業所 ☎62・7931

市民活動補償制度を活用しませんか

地域社会活動などの市民活動を安心して行えるように、万が一の事故やけがが起きた場合は「市民活動補償制度」をご利用ください。

●次のような場合に保険が適用されます

・市民活動の指導者・スタッフ・参加者がけがをした場合
・指導者やスタッフなどが、市民活動中に他人にけがをさせたり、他人の物を壊したことで、法律上の賠償責任を負ったりする場合

●対象

5人以上の市民から自主的に構成された営利を目的としない市民活動団体(地区協議会、元気づくり委員会、自治会・町内会、ボランティア団体など)で、規約などを定めている団体

●対象となる活動

市民活動団体が行う継続的または計画的な公益性のある活動(除草活動、防犯活動、祭りなどの地域おこしイベント、高齢者や障がい者などの支援活動、レクリエーション大会など)

おもやい市民花壇の会ボランティア募集

市浄化センター横のおもやい市民花壇では、毎年きれいなバラを咲かせるために、ボランティア会員の皆さんが除草、剪定、施肥や消毒などの作業を定期的に行っています。

●活動日

毎週木曜の午前中(バラの剪定や除草作業など)

●年会費

千円(保険代含む)

●活動内容

バラの花は5月の連休が見頃となります。ぜひバラ園へお越しください。

●問い合わせ

課地域協働係 ☎57・7163



岩本橋鯉のぼりまつり

大小合わせて百数十匹の鯉のぼり・矢旗が岩本橋周辺をはためく姿がまつりを彩ります。

●日時

5月3日(金・祝) 午前10時～午後2時

●場所

岩本橋周辺(上井手上区) ※雨天時は平井小学校体育館

●内容

ステージイベント、食品パザール、フリーマーケットなど

●駐車場

平井小学校かJA平井支所跡

●鯉のぼり・矢旗の掲揚は

4月1日(月)～5月6日(月)祝です。

●問い合わせ

課地域協働係 松下 ☎090・4582・1918



コミュニティ備品を貸し出します

地区協議会、元気づくり委員会、自治会や自主防災組織などの市民活動団体がコミュニティ活動で使用できる音響機材・トランシーバー・組立式ステージ・羽釜・発電機などの備品を貸し出します。ただし、営利目的での使用はできません。

●貸出料

無料 ※受取・運搬・組立・返却は使用する団体で行っていただきます。

●申込方法

事前に申請書をくらしいきいき課へ提出。申請書はくらしいきいき課か市ホームページから入手できます。

●問い合わせ

課地域協働係 ☎57・7163



▲組立式ステージ

あらお花風景写真コンテスト

作品は多くの人の目に留まる場所に展示し、入選者には素敵なプレゼントを用意しています。奮ってご応募ください。

●テーマ

市内の美しい花のある風景

●募集部門

【A ガーディング・プランター部門】丹精込めて手入れされた自慢のお庭やプランターの写真

【B ネイチャーフォト部門】市内の花のある自然や風景

●作品要件

・2018年9月1日(出)～2019年8月30日(金)の間に市内で撮影されたもの。
・撮影者本人による応募でオリジナル作品。
・サイズは2L判以上で、カラー！モノクロはどちらでも可。ただし、極端な加工は不可。
・市が管理しているか営利目的の花壇などは対象外。

●応募期間

4月1日(月)～8月30日(金)

●応募方法

①プリントして応募：応募用紙に必要事項を記入し、作品の裏に貼って、くらしいきいき課へ郵送か持参



②データでの応募：USBメモリ、SDカード、DVD、CDいずれかにデータを入れ、くらしいきいき課へ持参

●注意事項

・応募用紙は、市内の公共施設か市ホームページから取得できます。
・応募された作品は返却しません。
・応募者と被写体やその関係者などとの間で、紛争・損害が生じたとき、市は一切の責任を負いません。
・写真の現像・プリント、応募などに係る費用は応募者の負担とします。
・その他の注意事項はお問い合わせください。

●問い合わせ

課地域協働係 ☎57・7163